## 主 文

- ー 原告の請求を棄却する。
- 二訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事実及び理由

## 第一 請求の趣旨

が、被告が原告に対し、昭和六〇年九月二〇日付けでした労働者災害補償保険法(以下、「労災保険法」という。)による障害補償給付支給処分を取消す。

## 第二 事案の概要

本件は、被告が、原告のした障害補償給付請求に対し、原告の障害の程度を労働者災害補償保険法施行規則(以下、「施行規則」という。)別表第一に定める障害等級(以下、「障害等級」という。)第八級に該当するものと認め、右級に応ずる額の障害補償給付を支給する旨の処分をしたのに対し、原告が自己の受けた障害は障害等級第八級より重い等級に該当するとして、右処分の取消を求めたものである。

## ー 争いのない事実

- 1 原告は、昭和五四年一〇月二九日、訴外株式会社奥山建設に雇用され、大工として就労していたところ、昭和五四年一一月二〇日午後四時ころ、建売住宅の工事現場において、二階屋根の野地・下地張付作業中、足を滑らせて約六メートル下の地上に墜落し、顔面、右前腕部、頸部、腰部を負傷した。 2 原告は、右受傷後直ちに駒崎医院において受診し、顔面・右前腕挫傷、頸部側
- 2 原告は、右受傷後直ちに駒崎医院において受診し、顔面・右前腕挫傷、頸部側腹部・腰部・右膝部挫傷により加療したが、その後①昭和五五年二月二六日、目白接骨院、②昭和五五年一一月一六日、鬼子母神保健生活協同組合鬼子母神病院、③昭和五六年一月一四日、木村整形外科、④昭和五七年三月四日、池袋大久保病院、⑤昭和五七年七月二二日、日本大学板橋病院整形外科に転医し、頸椎捻挫、外傷性頸部症候群、腰椎捻挫等の傷病名にて治療を受けた結果、昭和五八年一月二九日症状軽快により治癒となった。
- 状軽快により治癒となった。 3 また、その間、昭和五五年三月七日に幻覚・妄想を訴えて医療法人社団欣助会 吉祥寺病院(以下、「吉祥寺病院」という。)に緊急入院(同年四月二七日まで入 院、以後昭和五八年五月二日まで通院)し、国民健康保険を使用して、前記2の治 療に併せ「精神分裂病」の診療を受けている。
- 4 原告は、右治癒後、障害が残存するとして、昭和五八年五月二七日付けで被告 に対して、労災保険法に基づく障害補償給付の請求をした。
- 5 そこで、被告は、原告の身体状況について調査をしたが、その結果は次のとおりであった。
- (一) 原告が、障害補償給付請求の際添付した日本大学板橋病院整形外科医師 a の診断書によれば、原告の障害の状態は「頭痛、背部痛の訴えがあるが、叩打痛、運動制限もなく、理学的所見を認めず」とされており、また、同添付の同病院精神神経科医師 b の診断書によれば、原告の傷病名は「精神分裂病」であり、障害の状態は「不完全寛解状態」と診断されていた。
- (二) 被告が、原告の障害等級について東京労災病院に対し意見を求めたところ、原告を診断した同病院医師cから提出された意見書(昭和五八年九月二日受付)によると、主訴及び自覚症は「①腰痛、②左下肢しびれ、③踵部痛、④頸部痛、⑤頭痛、⑥背部痛」、検査成績は「NCV・略正常。血液諸検査・略正常」、骨レ線所見は「①頸椎・バルソニー結節あり。第五一六頸椎々間板に変性あり、腰椎第一一二、二一三、三一四、四一五に椎間板の高度変性と骨棘形成あり、これは加令変化です。精神科・分裂病と考える。」との意見が付されていた。
- 作用一一、一一二、二一四、四一五に作用板の同度を任く目標が成めり、これは加令変化です。精神科・分裂病と考える。」との意見が付されていた。 (三) 被告は、前記c医師の意見書の中に「日大・吉祥寺病院、又は日大病院精神科に問い合わせて下さい」との記載があったので、原告が精神分裂病として治療を受けた吉祥寺病院に意見を求めたところ、同病院医師dから提出された意見書(昭和五八年七月二七日付け)によれば、主訴及び自覚症は「入院時幻覚、妄想、不安あり、治療により症状消退し特に自覚症は認めない。」、依頼事項にかかる易し、(検査成績等)は「①初診時の症状・テレパシーがかかると幻覚・妄想を認め見(検査成績等)は「①初診時の症状・テレパシーがかかると幻覚・妄想を認め表見(検査成績等)は「①初診時の症状・テレパシーがかかると幻覚・妄想を認め表見(検査成績等)は「①初診時の症状・テレパシーがかかると幻覚・妄想を認めある。②治療の期間・昭和五五年三月七日より昭和五五年四月二七日まで入院治療、昭和五五年四月二八日より昭和五八年五月二日まで外来治療をしている。③傷病名・精神分裂病。④諸検査の結果・心電図

外生化学的検査に異常はない。⑤業務と疾病との因果関係は特にない。⑥既往症の有無及び素因・既往症はない、素因は特に認められない。」とのことであった。

- (四) さらに、被告は、東京労働基準局医員医師 e に意見を求めたところ、同医師から提出された意見書(昭和五八年九月二七日付け)によると、障害状況業務上 外に関する意見は、「本件は頸椎捻挫、腰部挫傷に加え、之に由来する精神障害は 業務上と考える。また精神科主治医の意見を参照するに軽快している。従って頑固 な神経症状を残すものとし一二の一二、頸椎、腰部の障害一二級と併合し障害等級 一一級に該当するものと認められる」というものであった。
- 被告は、以上の資料に基づき検討した結果、原告に残存する障害である頭部・ 頸部痛及び腰部・背部痛並びに精神障害については、いずれも「局部に頑固な神経 症状を残すもの」(障害等級一二級の一二)に該当すると判断し、施行規則一四条 四項の規定に基づき併合の方法を用いて準用等級を定め、障害等級第一一級に該当 するものと認定し、昭和五八年一〇月二八日付けで同等級相当額の障害補償給付を
- する旨の処分(以下、「本件第一処分」という。)をした。
  7 原告は、本件第一処分を不服として、昭和五八年一一月一八日付けで東京労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をしたところ、同審査官は、頭痛・頸部痛及び腰痛・背部痛についてはいずれも障害等級第一二級の一二に該当するとした が、精神障害については第九級の七の二の「神経系統の機能又は精神に障害を残 し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当し、施行規則 一四条四項の規定に基づき併合の方法を用いて準用等級を定めると第八級に該当す るとして、昭和六〇年七月一五日付けで被告のした第一処分を取り消す旨の決定をし、被告は、この決定に従い、昭和六〇年九月六日付けで、障害等級第八級に変更する旨の処分(以下、「本件第二処分」という。)をし、同年九月二〇日付けで原告に対し、本件第二処分の通知をした。 8 ところが、原告は使用第二処分をも不服として、昭和六〇年一一月一二日、
- 再度東京労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたが、同審査官は、昭和六 一年三月三日付けで原告の審査請求を棄却する旨の決定をした。
- 9 さらに原告は、右決定を不服として、昭和六一年四月九日付けで労働保険審査会に対して再審査請求をしたが、同審査会は、平成元年二月二日付けで原告の再審査請求を棄却する旨の裁決をし、右裁決書は同月四日に原告に送達された。 ニ 本件の争点

本件の争点は、原告の後遺障害が施行規則別表第一に定める障害等級第八級より 重い等級に該当するか否か、特に精神障害が障害等級第九級の七の二より重い級に 該当するか否かである。

# 三 原告の主張

- 原告には、次のような精神障害が存在する。
- (一) 頭の中心部にビビビッ、ビビビッと電流が走るような感じが一〇秒から二〇秒間隔で、長い時には一〇分間も続き、これが現れると思考力はもちろん感覚も麻痺したようになり、横になっている他ない。このテレパシーは、日中は比較的少ないが、夕方から夜にかけて多くまた強く現れ、まれには四、五時間現れないこと はあっても、一日に一度も現れないということはない。
- 前記テレパシーのせいもあって、睡眠薬なしでは眠れない。
- 幻視、幻覚もよく出現し、いらいらした状態が常時続き、また、物忘れが ひどく
- ひどく、ストーブ、ガス、電灯の消し忘れなども時折生ずる。 2 原告の右精神神経症状は、前記事故による頭部外傷後遺障害としての外傷性精 神病によるものであり、前記事故との因果関係は明らかである。
- 後遺障害認定の基準によれば、「独力では一般平均人の四分の一程度の労働能 カしか残されていない場合」は障害等級第五級の一の二とされ、 「独力では一般平 均人の二分の一程度に労働能力が低下している場合」は同第七級の三とされている が、原告の障害をこれに当て嵌めれば、原告は精神的に極めて不安定な状態にあ り、著しく人格水準が低下しており、一般平均人の四分の一程度しか労働能力がないことは明らかであり、百歩譲っても一般平均人の二分の一以上存在するとは絶対 に認められない。

したがって、原告について残存する精神障害は、障害等級第五級、少なくとも第 七級に該当し、同第一二級に該当する頭部痛・頸部痛及び腰痛・背部痛(この点に ついては争わない。)と併合すると原告の障害等級は第四級、少なくとも第六級に 該当するので、被告のした原処分は、障害等級の認定を誤ったものであり、違法と して取消を免れない。

## 第三 争点に対する判断

原告に頭部痛・頸部痛及び腰痛・背部痛の後遺障害が存在し、それらがいずれも 障害等級第一二級に該当することは当事者間に争いがないので、精神障害について 判断する。

1 ところで、労災保険法に定める障害補償給付は、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき身体に障害が存する場合」において支給されるものである(労働基準法七七条、労災保険法七条一項一号、一二条の八 一項三号)から、原告が障害補償給付を受けることができるためには、原告に精神的障害が存し、かつ、それが本件事故に起因するものでなければならない。

そこで、まず、原告の精神障害の有無及びその原因について検討する。

前述のように、原告は、吉祥寺病院において、昭和五五年三月七白から同年四月 二七日までは入院、その後昭和五八年五月二日までは通院して精神分裂病の病名の 下で治療を受けていたが、同病院医師前記dの昭和五八年七月二七日付け意見書に よれば、初診時にはテレパシーがかかるなどの幻覚・妄想が認められたが、治療に より症状消退し特に自覚症は認められないとのことであった。

2 そこで、次に、原告の前記後遺障害が、どの程度の障害等級に該当するかについて検討するに、本件第二処分は、原告の精神障害を障害等級第九級の七の二「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当するものと判断したが、原告は、同第五級の一の二「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」、少なくとも同第七級の三「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」に該当する旨主張する。

ところで、実務上用いられている障害等級の認定基準(乙第一一号証)によれ ば、障害等級第五級の一の二は「神経系統の機能又は精神の著しい障害のため、終身にわたりきわめて軽易な労務のほか服することができないもの」であり、独力で は一般平均人の四分の一程度の労働能力しか残されていない場合がこれに該当する とされ、例として他人のひんぱんな指示がなくては労務の遂行ができない場合、又 は、労務遂行の巧緻性や持続力において平均人より著しく劣る場合等がこれに含ま れるとされる。また、第七級の三は「中等度の神経系統の機能又は精神の障害のた めに、精神身体的な労働能力が一般平均人以下に明らかに低下している」場合で、 「労働能力が一般平均人以下に明らかに低下している」とは、独力では一般平均人 の二分の一程度に労働能力が低下していると認められる場合をいい、労働能力の判 定に当たっては、医学的他覚所見を基礎とし、さらに労務遂行の持続力についても 十分に配慮して総合的に判断しなければならないとされている。さらに、第九級の 七の二は「一般的労働能力は残存しているが、神経系統の機能又は精神の障害のた め、社会通念上、その就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」で、 身体的能力は正常であっても、脳損傷にもとづく精神的欠損症状が推定される場合、てんかん発作やめまい発作発現の可能性が、医学的他覚所見により証明できる 場合あるいは軽度の四肢の単麻痺が認められる場合など(たとえば、高所作業や自 動車運転が危険であると認められる場合)がこれに該当するとされる。そして、右 認定基準は、障害等級の認定における障害の程度の公正かつ適正な評価を実現する ために定められたものであり、内容的にも特別不都合な点は認められず、これまで も実務上は右基準によって認定がなされてきたことからすると、原告の障害等級の認定の当否につき判断するに際しても右基準を参考にするのが相当である。

記しています。 記しいます。 にはいます。 にないます。 にないまする。 にないまる。 にないる。 にないる。

そして、右認定の事実にからすると、原告の服することができる労務は、大工関係の仕事であれば、大工見習いあるいは大工の手伝い等、割合単純な労務に限られるであろうが、それ以上に、軽易な労務にしか服することができないとか、平均人の二分の一程度の労働能力しかないとまでは認められず、したがって、原告の後遺障害は障害等級第九級の七の二を超えるものと認めるには足りない。 3 以上のとおりであるから、被告が原告の精神障害につき障害等級第九級の七の

こと判定したことに違法はなく、したがって前記当事者に争いのない障害等級第一 二と判定したことに違法はなく、したがって前記当事者に争いのない障害等級第一 二級に該当する頭部痛・頸部痛及び腰痛・背部痛と合わせて障害等級第八級に該当 するものと認め、右級に応ずる額の障害補償給付を支給する旨の処分をしたことに 違法はない。

(裁判官 高田健一)